

第 4750 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 6月14日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 相続税の仮装隠ぺい

Q：相続税において重加算税が課せられる仮装隠ぺいとはどんなことをいうのですか？

A：次のような場合をいいます。

【解説】

- ①相続人又は相続人から遺産（債務及び葬式費用を含む）の調査、申告等を任せられた者（相続人等）が、帳簿、決算書類、契約書、請求書、領収書その他財産に関する書類（帳簿書類）について改ざん、偽造、変造、虚偽の表示、破棄又は隠匿をしていること。
- ②相続人等が、課税財産を隠匿し、架空の債務をつくり、又は事実をねつ造して課税財産の価額を圧縮していること。
- ③相続人等が、取引先その他の関係者と通謀してそれらの者の帳簿書類について改ざん、偽造、変造、虚偽の表示、破棄又は隠匿を行わせていること。
- ④相続人等が、自ら虚偽の答弁を行い又は取引先その他の関係者をして虚偽の答弁を行わせていること及びその他の事実関係を総合的に判断して、相続人等が課税財産の存在を知らながらそれを申告していないことなどが合理的に推認し得ること。
- ⑤相続人等が、その取得した課税財産について、例えば、被相続人の名義以外の名義、架空名義、無記名等であったこと若しくは遠隔地にあったこと又は架空の債務がつくられてあったこと等を認識し、その状態を利用して、これを課税財産として申告していないこと又は債務として申告していること。

